

## 指定管理者募集要項等に関する質問及び回答

施設名： 緑町老人憩の家、大麻老人憩の家、野幌老人憩の家

《質問1》 募集要項3(4)にて「必要な資格等」を有していると記載があるが、どのような資格か。応募する上で必須の資格はなにか。

《回答1》 ご質問いただいている各老人憩の家の運営については、特段「必要な資格等」はございませんが、施設管理にあたっては、消防法により消防用設備の設置・点検が義務付けられていることから、専門資格を有する者の点検が必要となります。指定管理者が点検に係る専門資格を有していない場合は、事前に江別市の承認を得た場合に限り外部委託での点検を認めています。

《質問2》 イベントや講話・講座等の自主事業を行った場合、参加料金を利用者から徴収することは可能か。

《回答2》 可能です。

《質問3》 現在は自主事業をされているか。されているのであればどのようなことをされているか。また、サークルや住民団体がどの程度利用されているのか、タイムテーブル・稼働率等はどうなっているか。

《回答3》 各憩の家にて多様の自主事業が実施されており、現在は、高齢者向けの各種研修会や利用団体間の交流事業等、多岐にわたっております。  
各憩の家の直近3か年の利用団体数及び利用件数は下記のとおりです。各団体の利用における時間割については、指定管理者が月毎や四半期ごとに利用希望調査を行い決定しています。

(単位：人、件)

	緑町老人憩の家		大麻老人憩の家		野幌老人憩の家	
	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
H28	5,410	460	8,806	1,148	4,027	715
H29	5,209	539	8,074	1,184	3,539	625
H30	4,844	574	7,245	1,050	3,299	616

【次のページに続きます】

《質問4》施設の開館時間中に最低1名は職員が配置されていると認識してよろしいか。  
それとも配置されていない場合もあるか。

《回答4》お見込みのとおり、開館時間中は最低1名の職員常駐が必須です。

---

《質問5》休館日が『月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで』との記載があるが、  
それ以外に休館日はあったか。

《回答5》原則、休館日は記載のとおり『月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで』  
ですが、平成30年北海道胆振東部地震等の災害時は臨時で休館日を設けたこ  
ともあります。

【以上】